

1 自然災害

- (1) 大規模な災害（地震、巨大台風等）に関しては、島根県実行委員会事務局が対策本部を設置し、関係機関との連携を図りながら検討する。
- (2) 通常 of 自然災害（台風・落雷等）に関して競技を行うかどうかの判断は、（公財）日本中学校体育連盟競技部、全国競技団体、島根県実行委員会が協議し決定する。原則として選手・役員 of 安全が確保できない状況の場合は競技中止とする。（日程変更はあり得る）

災害発生

警報・放送による指示（現場での指示）＝一次避難指示 【実行委員会】

避難誘導の指示（施設管理者との連携で誘導） 【実行委員会】 【施設管理者】

避難開始（避難口・経路への配置）＝二次避難指示 【実行委員会】 【施設管理者】

外部機関への通報 【施設管理者】

避難者の掌握、参加チーム・引率者の掌握 【実行委員会】 【ブロック長】

状況確認・競技続行の検討（施設管理者への確認） 【日中連競技部長】
【ブロック長】 【実行委員会】

日本中体連・開催市教育委員会・県教育委員会への報告 【日中連競技部長】 【実行委員会】

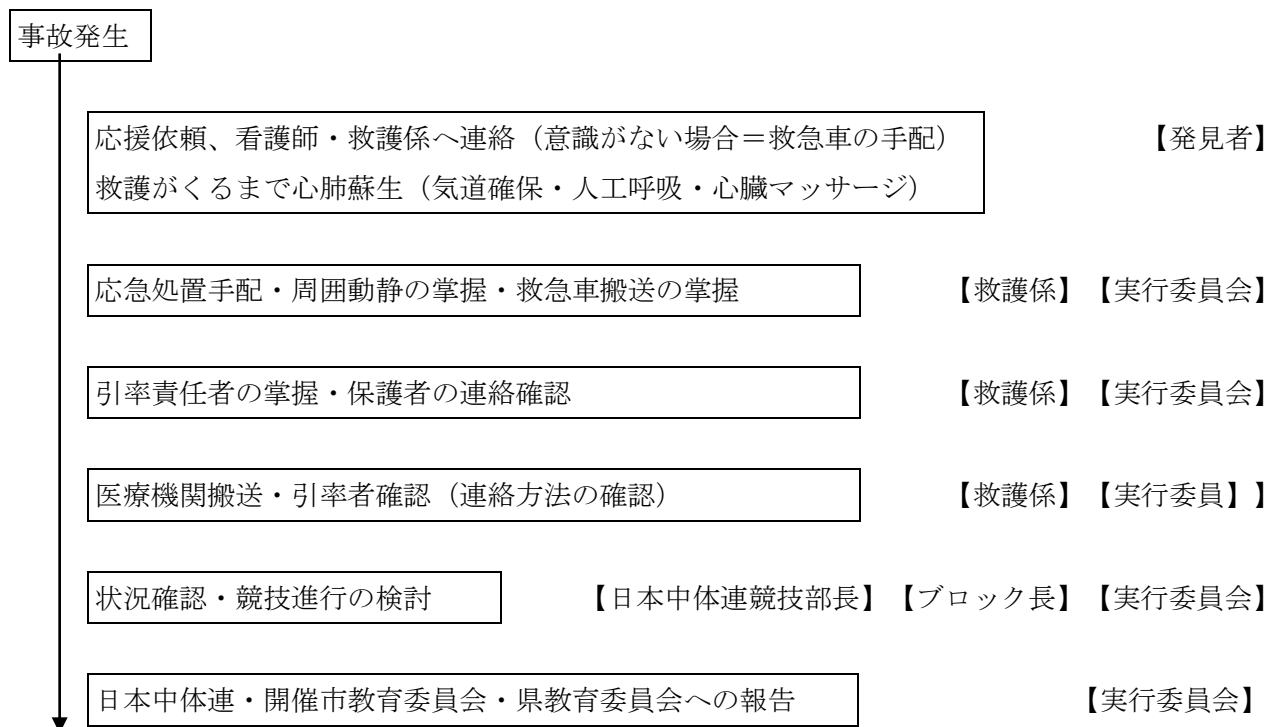
三次避難の検討（会場から宿舎・会場地から自宅へ） 【実行委員会】

【決定後の連絡先】

- ・参加関係者 …大会ホームページへの掲載及び宿泊先へ連絡（指定旅行業者）
- ・指定旅行業者…宿泊関係の調整・連絡
- ・島根県実行委員会事務局…速やかに状況報告、関係機関への連絡
- ・競技会場 …施設の安全確認を施設管理者へ依頼する。

2 重大事故

- (1) 緊急疾患特に心停止、呼吸停止等に関しては、初期対応を事故発生現場で大会本部、宿舎等が行う。医療救護要項に従って進め、AEDを使うなどの対応をできる体制にする。
- (2) 事件・事故による死亡、後遺症事故については、警察への緊急連絡と県実行委員会から関係機関への連絡を速やかに進める。会場においても放送・モニターなどを活用し、混乱しないことに配慮しながら安全を確保する。特に県及び開催市教育委員会には当該生徒等の教育委員会からの連絡もあるので確実に報告する。



3 食中毒

発生の時間と場所によるが、原則として保健所・病院と連絡をとり、その指示指導を受ける。

- (1) 事前の確認
 - ・ 旅行者、弁当業者、宿泊施設への事前指導、確認をする。
 - ・ 県教育委員会保健体育課、開催市教育委員会担当課、開催地保健所及び医師会を通じて救急医療機関、開催地医療機関、消防署への事前連絡をする。
 - ・ 監督会議等で食中毒について事前に注意喚起する。
- (2) 宿泊先
 - ① 宿舍が発症者への対応と緊急措置を行う。食事メニューの保存、保健所への連絡等の義務がある。
 - ② 開催市実行委員会は正確な情報の収集と参加チームへの情報提供を行う。また、全国競技団体、競技部長へ報告する
 - ③ 同日に複数会場で発生した場合は、開催市実行委員会でそれぞれ対応し、県実行委員会も手分けをして対応する。
 - ④ 県実行委員会は一報を行政機関及び日本中体連本部に連絡をする。情報を確認し、県及び開催市教育委員会へ逐次報告をする。
 - ⑤ 報道関係へは県教育委員会の指示指導のもとに対応を検討し進める。
- (3) 会 場
 - ① 売店テントにおける飲食物で疑いがあった場合は、売店テント事業者及び県実行委員会で対応を進める。病院への搬送等を優先し、病院から連絡を受け、保健所への報告を県実行委員会が進める。また、朝食に原因がある場合は宿泊所と指定旅行者と連絡を取り対応を進める。他は上記の②以降と同様とする。

4 感染症

- (1) 発 症 ① 発熱と発疹等の症状の場合は直ぐ病院に搬送する。発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。
- ② 発症した選手の同県、同宿泊所の選手の症状を確認するよう監督に連絡する。
- (2) 対 応 ① 報道機関へは島根県教育委員会の指示指導を受け県実行委員会が対応する。
- ② 同日に複数会場で発生した場合は、県実行委員会とともに開催市実行委員会ですべてそれぞれ対応する。
- ③ 県実行委員会は、県及び開催市教育委員会及び日本中体連本部へ連絡報告をし、指示指導のもと対応をすすめる。
- ④ 開催市実行委員会は、正確な情報の収集と参加校への情報提供を行う。また全国競技団体、競技部長へ報告する。

